

気候変動を考慮して^{むかわ} 鶴川、^{さるがわ} 沙流川及び^{あさひがわ} 旭川水系の長期計画を変更しました
～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、鶴川、沙流川及び旭川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

<河川整備基本方針変更の主なポイント>

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設で対応する流量（洪水調節流量）を検討。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、農業用水路を活用した事前水位調整や民間等の流出抑制対策等の取組を推進することを提示しています。

<関係資料の掲載先について(国土交通省ウェブページ)>

- ・「鶴川、沙流川及び旭川水系河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html#map

- ・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouiinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】 水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室

課長補佐 梯 滋郎 (内線:35372)

主任 岡安 龍一 (内線:35374)

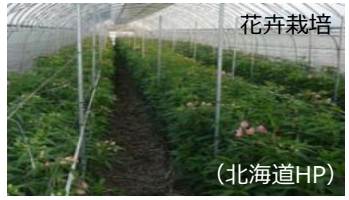
代表:03(5253)8111 直通:03(5253)8445

気候変動を踏まえた「^{むかわ} 鶴川・^{さるかわ} 沙流川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を鶴川の基準地点鶴川において $3,600\text{m}^3/\text{s}$ から $4,100\text{m}^3/\text{s}$ に変更し全て河道に配分。沙流川の基準地点平取では $6,600\text{m}^3/\text{s}$ から $7,500\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、この基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、流域治水の視点から流域全体で既存施設の有効活用をはじめ、支川を含む流域全体の貯留・遊水機能を確認し、河道の流下能力ネック部における環境・利用も踏まえた河道の流下能力の検討を行い、鶴川では河道、沙流川では河道と既設ダムの有効活用や新たな洪水調節施設等により対応可能であることを確認。
- 鶴川・沙流川流域の特性を踏まえ、水田、農地、農業水利施設の活用などにより流域の貯留機能の向上を図るなど、流域治水を推進する方向性についても提示。

流域の概要

- 鶴川水系は、幹川流路延長135km、流域面積 $1,270\text{km}^2$ の一級河川であり、占冠村・むかわ町市街地に位置する。
- 沙流川水系は、幹川流路延長104km、流域面積 $1,350\text{km}^2$ の一級河川であり、平取町、日高町に位置する。

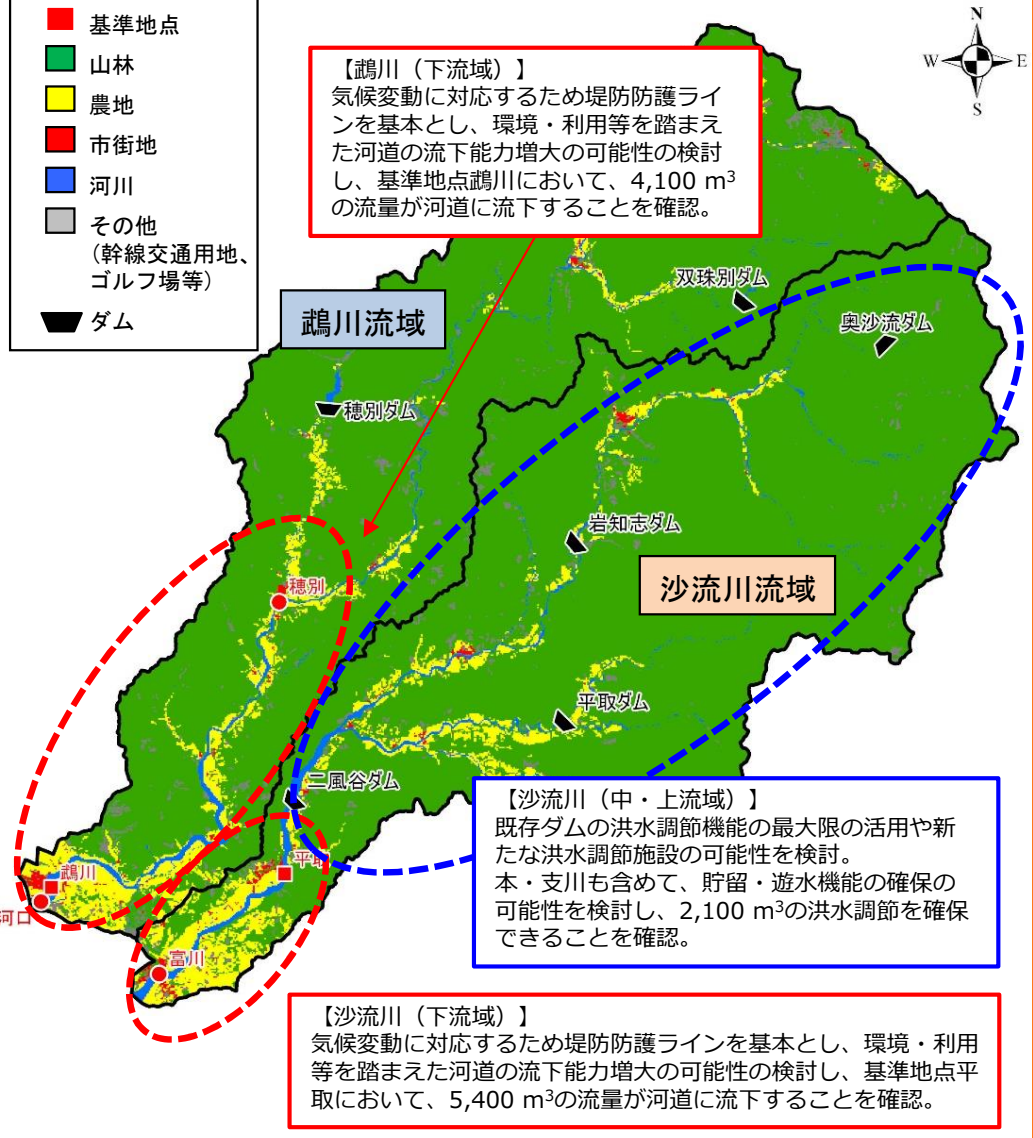


- 「鶴川ししゃも」として地域団体商標登録され、むかわ町の主要な特産品となっている。花卉栽培、稲作、ハウス栽培による「むかわの野菜（レタスやトマト等）」等の生産が盛んである。
- 日高町、平取町のトマト栽培は農作物販売取扱高の約80%を占め、「びらとりトマト」として地域団体商標登録されている。特に、平取町のトマト栽培は一大生産地となっている。

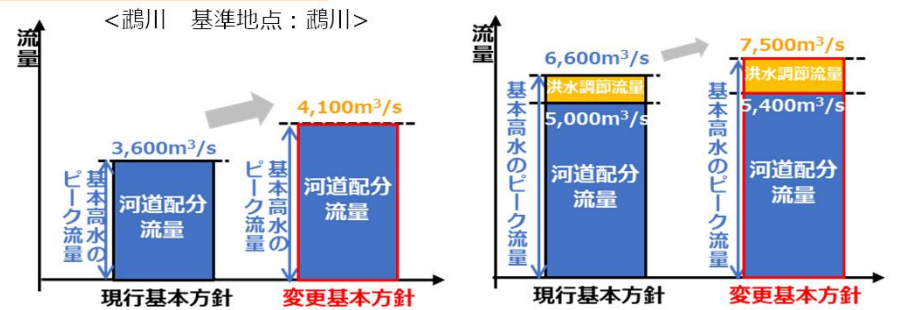


河道と洪水調節施設等の設定の考え方

- 主要な地点
- 基準地点
- 山林
- 農地
- 市街地
- 河川
- その他 (幹線交通用地、ゴルフ場等)
- ダム



河道と洪水調節施設等の配分流量



既存施設の有効活用



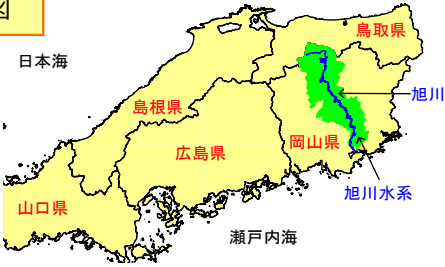
- 沙流川流域には、既存ダム4基（二風谷ダム・平取ダム・岩知志ダム・奥沙流ダム）が存在。
- 気候変動により増大する流量は既存ダムの有効活用等により対応。

気候変動を踏まえた「旭川水系河川整備基本方針」変更の概要

あさひ がわ

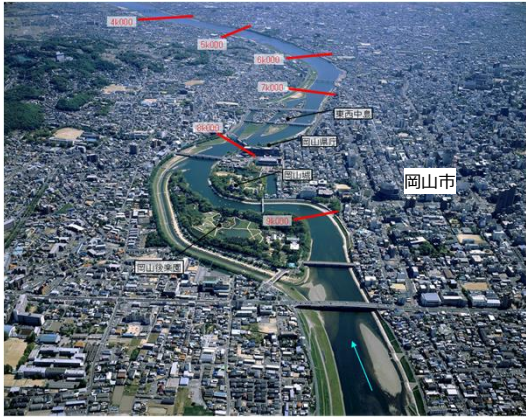
- 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を基準地点下牧において、 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ から $9,400\text{m}^3/\text{s}$ に変更し、基本高水の流量を河道と洪水調節施設等に配分。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、流域治水の視点も踏まえ、流域全体を俯瞰した上で中・上流部や支川での貯留・遊水機能の確保等幅広く検討を実施するとともに、河道配分流量の増大の可能性について、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討した結果、洪水調節流量を $2,800\text{m}^3/\text{s}$ 、河道配分流量を $6,600\text{m}^3/\text{s}$ とし、百間川に $2,600\text{m}^3/\text{s}$ を分流する
- 農業用水路を活用した事前水位調整や農業用ため池の低水管理及び事前放流、民間等の流出抑制対策、砂防、治山対策など、流域治水の取組の更なる推進を図る。

位置図



流域の概要

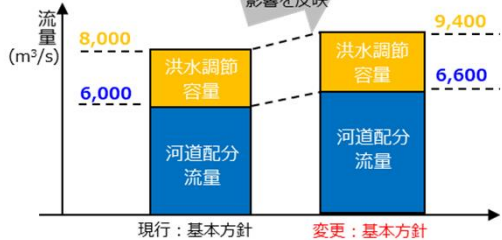
- 旭川下流は人口・資産が集積しており、岡山県の県庁所在地である政令指定都市岡山市の中心部を貫流する。



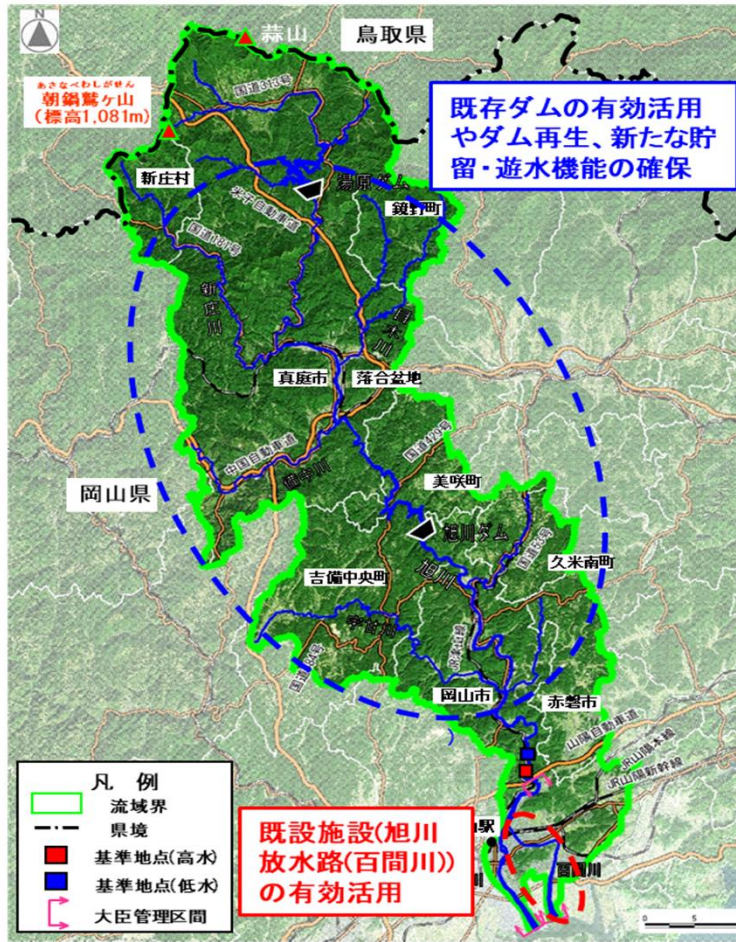
河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：下牧>

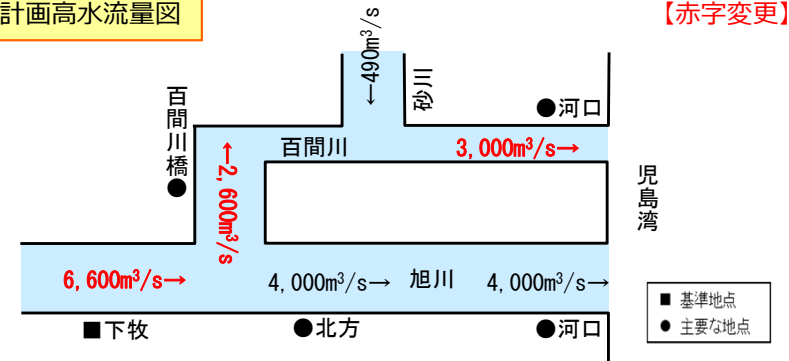
将来の気候変動の影響を反映



河道と洪水調節施設等の設定の考え方



計画高水流量図



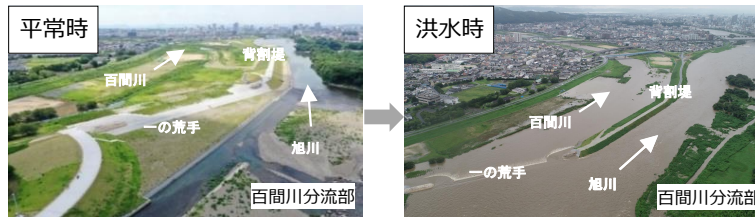
基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
下牧	9,400	2,800	6,600

既存施設の有効活用

- 百間川分流部は全国でも稀な固定堰方式による大規模な治水分流施設であり、昭和45年4月の大規模事業採択以後、約50年の年月をかけた放水路事業が令和元年6月に完成。
- 平成30年7月豪雨では、百間川の河口水門の増築及び堤防整備・掘削、分流部改築の概成により、旭川下流部では洪水を安全に流下させ、岡山市街地の浸水を防いだ。
- 気候変動により増大する流量は、既存施設の有効活用等により対応する。



- 旭川中上流ダム再生事業により、旭川ダムの洪水調節機能の向上を図る。



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20~30年間程度)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

意見聴取

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

河川整備計画の
決定・公表

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法(昭和39年7月10日法律第167号)(抄)

(河川整備基本方針)

第十六条(略)

2(略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5(略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。